

徳島県告示第十四号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和八年一月九日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　指定の効力が失われた区域

那賀郡那賀町大久保字イヤ谷五五及び五六並びに雄字かんばら一〇一、字小谷口一二六の一七及び一二六の二一、字五味六の一、七、八の一、八の五、八の八、九の一、一〇の一、一〇の三、一三の二、一三の三及び三八並びに字中津六六の一二、六六の二九及び六六の三八から六六の四〇まで

二　指定の効力が失われた日

令和七年十二月十六日